

公園維持管理業務委託契約の見直しについて

現在、本市が管理する都市公園 383 箇所のうち、146 箇所の都市公園や緑地を 80 町内会等と委託契約を締結し、維持管理のための草刈や清掃等を実施していただいています。

地域の高齢化に伴い、業務等の継続が困難になりつつあり、また、市議会本会議での提言や地区別行政懇談会でのご意見、市民協働部のアンケート結果からも町内会への負担軽減が求められています。

これらのことを受け、公園緑地課では来年度から町内会等の負担を軽減するため、公園維持管理業務委託契約の内容と金額を以下のとおり見直します。

なお、本委託契約の見直しを機会に、各町内・自治会会員に周知され、多くの方が公園清掃に参加し、地域コミュニティが活性化されることを期待しています。

- 1 委託名称：公園維持管理業務委託（令和5年度実績：81町内会 146公園を町内会に委託）
- 2 変更概要：園内清掃は、「月1回以上」から、「良好に保つこと」とし、除草については、「必要に応じて実施」から、「適宜（年3回：春夏秋）」としました。低木の剪定は、「危険のない範囲」から「無理のない範囲で」に変更し、提出書類として、活動写真の提出を上半期のみとし、メールでの提出も可としました。

（仕様書）

項 目		新	旧
園内清掃		良好な状態に保つこと	月1回以上
園内除草		適宜（年3回：春夏秋）	必要に応じて実施
トイレ清掃		変更なし	適宜清潔に保つこと
低木の剪定		随時（無理のない範囲で）	随時（危険のない範囲で）
利用マナーの向上に係る指導 公園施設の異常時の報告		変更なし	随時
提出書類	作業報告	変更なし	上半期・下半期
	活動写真	上半期のみ	上半期・下半期

- 3 契約金額：平均約2倍に増額

（積算根拠）

項 目	積算内容	新	旧
各都市公園・緑地	均等割	廃止	一律 25,000 円/年
	面積割	廃止	管理面積に 22 円/m ² を加算
	除草	公園の管理面積に応じて算出 除草回数は 3 回/年	—
	ゴミ袋	公園の管理面積に応じてゴミ袋の費用を算出	一律 3,000 円/年
	トイレ	便器数をもとに算出 清掃回数は 1 回/週	一律 10,200 円/年

市道等の維持管理に関する基準の見直しについて

市道、市管理用地のうち、市が定期的な維持管理路線として草刈及び道路側溝清掃等を実施していない箇所については、地元町内会に自主的に維持管理を実施していただいておりますが、町内住民の高齢化や人員不足に伴い、これまでのような地元対応が難しくなっている現状につきまして、市としても把握しているところです。

この度、市として実施するルールを定め、市道等の維持管理に関する規定を策定することで、地元の負担軽減を図り、制定基準をホームページに掲載するとともに、加古川市町内会連合会役員会にも説明し、周知を行っていきたいと考えています。

1. 草刈及び清掃等対象道路等
 - ・道路保全課所管の市道、市管理用地
2. 草刈及び清掃等要望対象者
 - ・地元町内会、地元水利組合、及び他の地域団体
3. 要望方法
 - ・「道路施設整備要望書」により、道路保全課へ要望書を提出
4. 周知方法
 - ・ホームページ掲載（令和6年5月頃掲載予定）、加古川市町内会連合会役員会等にて周知
5. 道路要望対応基準（令和6年4月1日から適用）

項目	新	旧
草刈 (路肩、法面、植樹帯、 植樹帯)	市が基準に基づき、維持管理 【基準】 ・法面の高さが3m以上で、法面の長さ 1.0mを草刈実施 ※市職員若しくは業者対応	自主的に地元町内会等で維持管理
道路側溝等清掃	市が基準に基づき、維持管理 【基準】 ・側溝深さが70cm以上で堆積土砂が側 溝深さの概ね1割以上で連続する箇 所。 ※市職員若しくは業者対応	自主的に地元町内会等で維持管理

注) 地元で対応困難な場合は一度相談ください。

水路等の維持管理に関する基準の見直しについて

水路清掃や管理用通路の除草作業等の日常における地元管理については、高齢化に伴い、これまでのような地元対応が難しくなっており、その現状は、市としても把握しているところです。

この度、市として実施するルールを定め、水路等の維持管理に関する規定を策定することで、地元の負担軽減を図り、制定基準をホームページに掲載すると共に、加古川市町内会連合会役員会にも説明し、周知を行っていきたいと考えています。

1. 改修及び浚渫等対象水路等

- ・治水対策課所管の加古川市法定外水路（管理用通路を含む）、市管理用地、及び市管理排水施設とする。ただし、浚渫等対象水路については、五ヶ井土地改良区管理水路、新井土地改良区管理水路、及び上部井土地改良区管理水路を除く。

2. 改修及び浚渫等要望対象者

- ・地元町内会、地元水利組合、及び他の地域団体。

3. 要望方法

- ・「排水路の改修・浚渫等の要望」により、治水対策課へ要望書を提出。

4. 周知方法

- ・ホームページ掲載（令和6年5月頃掲載予定）、加古川市町内会連合会役員会等にて周知。

5. 水路要望対応基準（令和6年4月1日から適用）

項目	新	旧
水路等の改修	<ul style="list-style-type: none"> ・「水路の構造物等の破損や損傷により、流水阻害及び周辺に影響を及ぼす恐れが想定される場合」 ・「水路管理用通路及び管理用地において、除草作業が困難な状況をはじめ、既設構造物の破損や損傷により管理に支障、又は周辺に影響を及ぼす恐れが想定される場合」 ・「水路構造物等が整備されていないため、災害等により流水阻害、又は周辺に影響を及ぼす恐れが想定される場合」 	<ul style="list-style-type: none"> ・要望書の提出を受け、現場状況を確認し、実施の可否を判断
水路等の浚渫	<ul style="list-style-type: none"> ・「暗渠排水施設」 ・「水路深さ1.5m以上」かつ「堆積土砂が水深の概ね1割以上連続する箇所」 ・「ゴミ等による流水阻害が生じている箇所」 ・「地元で堆積土砂の集積が可能な場合」や「流水状況により地元で浚渫が困難な場合」はこの限りではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、地元の町内会や水利組合及び他の地域団体等で実施 ・ただし、地元で対応ができない場合、要望書の提出を受け、現場状況を確認し、実施の可否を判断
水路等の雑木伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・「雑木が密集する他、雑木の伐採において、周辺家屋や道路通行等に影響を及ぼす恐れが想定される場合」 	<ul style="list-style-type: none"> ・要望書の提出を受け、現場状況を確認し、実施の可否を判断
水路等の除草	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理者が存在しない箇所」 ・「除草作業において、安全に支障をきたす恐れがあると判断される場合」 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、地元の町内会や水利組合及び他の地域団体等で実施 ・ただし、地元で対応ができない場合、要望書の提出を受け、現場状況を確認し、実施の可否を判断

※ 判断が困難な場合は、要望者と治水対策課とで協議の上、実施の可否を決定します。